

各障がい福祉サービス事業所・施設 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた
感染対策の徹底等について

本県福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内の新型コロナウイルスの感染状況は、7月以降増加が続いており、直近(令和7年第32週、8/4～8/10)の定点医療機関(20 医療機関)あたり報告数は、4.50 人となっています。

また、全国的にも増加しており、厚生労働省の公表では、定点あたり 5.53 人(令和7年第31週、7/28～8/3)となっています。

本県においては、現時点では、直ちに県内医療へ大きな影響が生じるような状況ではないと考えていますが、昨年の夏(7月～9月)においても感染拡大が起こっていることから、医療のひっ迫も懸念されるところであり、感染が拡大しないよう、十分注意が必要な時期であると考えています。

つきましては、各事業所・施設等におかれましては、引き続き、下記のとおり感染対策の徹底をお願いします。

記

1 基本的な感染対策の徹底

各事業所・施設におきましては、基本的な感染対策(こまめな手洗い・手指消毒、こまめな換気、場面に応じたマスク着用、十分な休養・栄養・水分補給)を継続していただきますようお願いいたします。特に換気について、夏場は冷房の使用により不十分となりがちですので、暑さ対策に配慮しながら、適時の換気を心がけてください。

また、今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等については、引き続き確保していただくようお願いいたします。

なお、厚生労働省のホームページにおいて、障がい福祉サービス施設・事業所の職員のための感染対策マニュアル等が公表されていますので、ご活用ください。

※厚生労働省ウェブサイト「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2 感染症発生時の報告

事業所・施設で陽性者が確認された場合の報告については以下のとおりですので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、陽性者が確認された場合の障がい福祉課への報告については、令和6年4月以降は不要としています。

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け社援発第0222002号）より抜粋

1～3 〔略〕

4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5～9 〔略〕

※1 上記における「感染症」には、新型コロナウイルス感染症を含みます。

※2 本取扱いの対象となる障がい関係施設は、以下のとおりです。

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

【お問合せ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課 加藤、森合

TEL: 0852-22-5723、5327 FAX: 0852-22-6687